

○第7次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和6年度）

| 行政改革大綱 | | 行政改革実施計画 | | |
|--------------------|--------------------------|---|--|--|
| 行政改革 推進項目 | 具体的な 推進方策 | 取組項目 | 取組内容（計画） | 令和6年度取組実績 |
| (1)住みよいまち 基山の創造 | ①移住促進に係る P R推進 | 移住定住促進事業 | 移住希望のニーズに対応するため、各種相談会やポータルサイトの運用、定住促進用のパンフレット等を作成し、福岡都市部への近接性を最大限に活かした移住定住の促進を行う。 | 町ホームページを中心として移住体験住宅及び各種移住支援施策の紹介を行うとともに、佐賀県との連携による移住イベントに参加した。また、「町内おもてなしマップ」及び「町内おもてなしマップ（暮らしの歳時記編）」を町内公共施設に配架するとともに、SAGA2024国スポ・全障スポをはじめとした各種イベントにて配布を行い、おもてなしの向上を図った。 |
| | ②目標とする人口を受け入れるための居住空間の確保 | 地区計画等を活用しての土地利用促進 | 地区計画 | 宅地開発を希望する事業者に対し、地区計画制度の活用を提案した。令和6年度には住居系の地区計画1件の申出書を受け付けた。 7区の西長野・長ノ原地区で50戸連たん制度の実施に向けた説明会を開催し、区域（案）を地元に説明し、指定の手続きを進めた。 |
| | ③子育て支援による移住定住の促進 | 町の保育の質と量の確保 | 保健センターの子育て世代包括支援センター等の子育て支援機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うとともに、待機児童がでないように町の保育の質と量を確保する。 | 保健センターに母子保健と児童福祉の一体的な支援体制を整備するため「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行った。また、認定こども園の定員数の見直しを行い、待機児童がでないように町の保育の質と量を確保している。 |
| | 子どもの居場所づくりの充実 | 放課後に子ども達が安心して過ごせる居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブや子どもの居場所づくり教室の計画的な整備を行い、事業内容の充実を図る。 | 子どもの居場所づくり教室について、工作教室等や農業体験を行い、町内の方々との交流を行った。ひまわり教室、コスモス教室については要配慮児童対応支援員派遣事業や子育てネットワークコーディネーターとの連携をはかり情報共有に努め、子ども達が安心して過ごせるよう努めた。 | |
| | 結婚新生活支援補助金 | 婚姻に伴う新生活における経済的負担を軽減することにより、町内への定住及び少子化対策の推進を図るため、新規に婚姻した世帯に対し補助金を交付する。 | 「結婚新生活支援補助金」の交付実績は7件となった。 18名の方が基山町へ移住され、移住・定住の促進を図ることができた。 | |
| | 移住体験住宅事業 | 基山町への移住・定住を検討している方に整備した移住体験住宅で、基山町での日常生活を最大2週間体験してもらうことで、移住定住を推進する。 | 移住体験住宅の利用実績は25件（61名）となった。うち、小倉移住体験住宅利用実績は12件（30名）、宮浦移住体験住宅利用実績は13件（31名）となった。 体験利用中に町内の周遊性を高めてもらうため、利用期間中に使用できるコミュニティバスのお試しパスポート及びおもてなしマップを配布した。 | |
| | 子育て・若者世帯の住宅取得補助金 | 申請者に中学生以下の子がいる世帯又は申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯が、基山町に定住することを目的として新築住宅又は中古住宅を取得した場合に子育て・若者世帯の住宅取得補助金を交付する。 | 「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」の交付実績は20件と前年度と同程度であったが、基山町へ移住した方は58名と前年度と比較して28名の増加となり、移住・定住の促進を図ることができた。 | |

○第7次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和6年度）

| 行政改革大綱 | | 行政改革実施計画 | | |
|----------------|------------------|--------------------|--|---|
| 行政改革推進項目 | 具体的な推進方策 | 取組項目 | 取組内容（計画） | 令和6年度取組実績 |
| (1)住みよいまち基山の創造 | ④空き家対策による移住定住の促進 | すまいるナビ、不良住宅除去費補助金 | すまいるナビ（町内の空家等を売りたい・貸したい人、それを買いたい・借りたい方をマッチングする） 不良住宅除去費補助金（不良住宅の除去に要する工事費の一部を助成する） | 空家所有者に対して各種制度の周知を行つたものの、「すまいるナビ」への登録件数は0件であった。また、家財処分等費用補助金の交付実績についても0件であった。 民間業者と連携した空家の利活用促進や住み替え支援を行う仕組みの構築を検討した。 |
| | ⑤企業誘致による雇用確保 | 企業立地奨励金及び雇用奨励補助金 | 企業立地奨励金は、新設に係る土地、対象事業に供する建物及び償却資産に対する前年度固定資産税相当額を限度とし、5年間交付、その後5年間半額交付する。雇用奨励補助金は、企業立地奨励金対象者に対し、町内新規雇用者1人当たり50万円（雇用による転入者である場合は、1人当たり20万加算）を、配置転換による転入者1人当たり20万円を交付。 | 進出時に一定の投資と雇用を行った企業2社に対し1年目を、2社に対し5年目となる企業立地奨励金をそれぞれ交付した。 |
| | 無料職業紹介所の設置 | | 無料職業紹介所を設置することで、求職者と求人のきめ細やかなマッチングを支援することで、地元事業者的人材確保を図る。 | 令和6年度は、1,262人（うち高齢者が726人）来所した。全部で69件の紹介状を発行し、41件（うち高齢者が18人）の雇用マッチングをすることができた。また、雇用関係助成金の申請の取り扱いを11件行った。 |
| | ⑥産業及び観光の育成 | 創業支援奨励金 | 町内居住者で認定特定創業支援事業（創業セミナー、創業相談）を受けた方が創業した際に20万円の奨励金を支給する。 | ワンストップ創業相談窓口を役場に開設し、町商工会と連携し創業支援セミナー、補助金、融資制度、保証制度などのサポートを行い、町内で開業した個人1名（設立内訳は個人事業主1名）に創業奨励金を交付した。 |
| | 観光促進事業 | | 基山町の観光をPRするパンフレット等を作成・配布や観光客を呼び込めるようなイベントの開催などを行い基山町のPRして町外からの誘客を図っていく。 | 基山町観光協会と連携して、テーマ別に2種類の冊子型パンフレットと、3種類の平型リーフレットを活用して観光PRを行った。また、同協会及び基山町産業振興協議会と連携して、7回の集客自主催事の実施と20回の町内外催事出展を行った。 |
| | ⑦教育環境の充実 | 一人一台端末（タブレット）の有効活用 | 一人一台タブレットの有効活用により、個に応じたきめ細やかな教育を行い、学力向上を図る。 ・授業での積極的な活用 ・夏休みに端末の持ち帰り学習を実施 ・夏休みに各家庭とオンラインミーティング ・ドリルソフトウェアの積極的な活用 | 一人一台端末の利用について、Googleworkspace for EducationのClassroomを活用し協働学習を深めることができた。 9月以降、毎日持ち帰り学習を実施し、家庭学習でデジタルドリルを活用した。 |
| | 放課後等補充学習の実施 | | 補充学習の内容については、学校と協議しながら、今後も引き続き事業を行い、子ども達の学習習慣及び学力定着を図る。 | 小学校では基山小学校、若基小学校の3年生・6年生を対象にそれぞれ18回の放課後補充学習を行った。また、基山中学校においては、地域の方に講師となっていただき、1・2年生を対象とした補充学習18回、英検にむけた学習を2回、3年生の学習の見守りを10回行った。 |

○第7次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和6年度）

| 行政改革大綱 | | 行政改革実施計画 | | |
|--------------------------|--|---|--|--|
| 行政改革 推進項目 | 具体的な 推進方策 | 取組項目 | 取組内容（計画） | 令和6年度取組実績 |
| (1)住みよいまち 基山の創造 | ⑧文化財の保存・ 活用 | 特別史跡基肄城の 保存と活用 | 多くの方々に特別史跡基肄城跡の本質的 的価値に関心を持っていただくと共に、歴史的 環境や自然景観を楽しめるよう、 保存整備の基本設計づくりを町民と共に 行ない、保存・活用を図る。 | 保存整備工事に必要な測量実施設計図・数 量計算書、概算工事費の作成を行った。 |
| | | 文化財、地域人材を 活かしたまちづくりの 推進 | 近隣市町との連携をより深めることで、歴史・観光資源を将来に向けて保存・活用 しながら、良好な状態で次世代への継承 を図るために若い世代を含めて人材育成 に取り組む。 | 受講生が自ら調べまとめた、大興善寺・小松地区の文化遺産マップを2,000部作成した。 3月20日開催の基肄城ハイキングでは、ガイドを実施した。 |
| (2)質の高い行 政サービスの提 供 | ①窓口業務のサー ビス向上 | コンビニ交付サービス の利用推進 | 町内外への広報を行う。コンビニ交付サー ビス利用のために、マイナンバーカードの取 得促進を行う。 | 個人番号カード交付時にコンビニ交付利用の案 内チラシを配布し説明を行っている。また、ホー ムページにもコンビニ利用について掲載している。 個人番号カードの保有率が増加してきている影 響で毎年コンビニ交付の利用が増え、住民票等 の時間外交付の件数が減った。 |
| | ②子育て支援の推 進 | 子育て支援施策の 効果的広報 | 子育て支援ガイドブックを、子育て世代の 意見も取り入れながら整理、ビジュアル的 にリバイスしたものを作成し、子育て支援 策を分かりやすく伝える。 | 子育て支援施策を整理した「きやま子育てガイ ドブック」を最新の情報内容に加筆・修正を行 い、HPに掲載するとともに、窓口で子育て相談 を受ける際に情報として提供している。 |
| | 子ども・子育て支援 事業計画の推進 | 子ども・子育て支援 事業計画の推進 | 子育て支援サービスのニーズ等を踏まえ、 新たに策定するこども計画との整合性を図 りながら、基山町子ども・子育て支援事業 計画の令和7年度～令和11年度版を作 成する。 | ニーズ調査等を行い、子ども・子育て支援に係 る総合的な「基山町こども計画」（令和7年度 ～令和11年度）を策定した。 |
| | 児童見守り等に関す る地域との連携 | 児童見守り等に関す る地域との連携 | 登下校時のみならず、地域による防犯バ トロール実施を推進する。こども110番の 家等により安全の確保を図る。 | 各小学校から安全対策が必要と思われる箇所 をあげてもらい、警察、学校、関係各課、PTA 代表、地域住民とともに通学路点検を行った。 点検結果をもとに計画的に安全対策を講じた。 |
| | 医療費等助成制度 の充実 | 医療費等助成制度 の充実 | 接種費用の一部を助成することにより、保 護者の負担軽減を図る。 | 広報、ホームページへの掲載、町内医療機関へ のポスター掲示を行った。令和6年度実績 1,044件であった。 |
| | 医療費等助成制度 の充実 | 医療費等助成制度 の充実 | 新生児聴覚検査にかかる費用の一部を 助成することにより、保護者の負担軽減を 図り、新生児の聴覚障害を早期に発見 し、適切な医療・療育につなげる。 | 母子手帳交付時に制度の案内を行った。令和 6年度の実績件数は88件であった。 |
| | ③高齢者福祉の 推進（ひとり暮らし の高齢者対策を含 む） | アプリを活用した高 齢者介護予防・フレイ ル対策及び見守り支 援 | 健康統合管理アプリを活用し、特定健診 や介護予防健診、訪問記録などの情報 を集約し、介護予防やフレイル対策の早 期支援へ繋げる。また、その情報を高齢 者の家族や行政等で共有することで高齢 者の見守り支援を図る。 | 既存の関係機関に加え、三養基・鳥栖地区歯 科医師会及び鳥栖三養基薬剤師会の7団体 で協定を締結し、事業の推進体制を構築した。 また、各種イベントに合わせてアプリの利用体験 会を実施した。 |

○第7次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和6年度）

| 行政改革大綱 | | 行政改革実施計画 | | |
|-------------------|----------------------------|---------------------------|--|--|
| 行政改革 推進項目 | 具体的な 推進方策 | 取組項目 | 取組内容（計画） | 令和6年度取組実績 |
| (2)質の高い行政サービスの提供 | ③高齢者福祉の推進（ひとり暮らしの高齢者対策を含む） | 生活支援コーディネータ事業 | 生活支援コーディネーターによる高齢者世帯への訪問を実施し、現状と課題の把握を行う。その情報を基に、必要な行政支援への連絡調整の実施や高齢者が在住する地域に入り、課題解決に向けた支援を行う。 | 高齢者世帯への個別訪問を行い、1,198人の高齢者宅を訪問し、課題や生活状況の把握を行った。また、課題解決に向け、府内の関係部署や関係機関等と連携し、対応を行った。 |
| | ④情報発信の推進 | 情報提供の充実 | ホームページを一部リニューアルし、情報を探しやすい環境を整備する。公開型地理情報システムに町が保有する地図情報を一般公開するなど、必要な情報を提供できる環境づくりを行う。 | リニューアルしたホームページを活用し、わかりやすい情報発信を行うとともに、公式LINEのシステムを整備し、オンライン申請などの双方向型のサービスを開始した。また公開型地理情報システムについて、航空写真の更新を行った。 |
| | ⑤地域公共交通の利便性向上 | コミュニティバス等の利用促進 | 運転免許証返納サービス、路線・ダイヤの見直し、イベント等での利用促進PR活動、お試し乗車などの取組を行う。 | 運転免許証自主返納者を対象とした無料化による利用実績は延べ7,496人であった。路線・ダイヤの見直しを地域公共交通会議で検討し、令和6年10月から小学生用割引切符の導入し、利用促進に取り組んだ。また、基山駅での乗換を可能にするため1号車の運行時間を見直すことで利便性の向上を図った。 |
| | | 新たなモビリティサービスの導入 | 地域ニーズに合った地域内輸送について実証実験等を通して、オンデマンド交通の導入を検討する。 | 基山町全域を対象とした実証実験では、各区での説明会の開催や福祉課の生活支援コーディネーターと協力して、各地区的サロン等で事業説明を実施した。デマンドタクシーの実証実験では、1,242人利用いただいた。また、JR基山駅から基山町役場を運行する定時定路線バスでは、148人利用いただいた。 |
| (3)町民の参画と協働のまちづくり | ①地域組織、NPO等によるまちづくり活動の促進 | 自主防災組織の育成と強化 | 自主防災組織を醸成するために防災講演会を実施すると共に、地区毎の危険個所点検や避難訓練など自主防災組織による災害に備えた地域づくりを支援する。 | 2月に基山町自主防災組織リーダー研修会を開催し、43名が受講された。また、11月に開催された佐賀県地域防災リーダー研修会に3名参加していただき、2名が防災士の資格を取得した。 |
| | 基山町まちづくり基金事業による町民活動団体への支援 | 基山町まちづくり基金事業による町民活動団体への支援 | 町民のまちづくりに対するやる気を支援できる制度として、多くの方々の意見を取り入れながら、基山町まちづくり基金事業の活用促進とよりよい制度へ改善検討を行う。 | 基山町まちづくり基金事業の令和7年度以降の特例継続の交付要件緩和について、審議会で意見をいただき改正を行った。5団体に支援を行った。 |
| | | 基山町男女共同参画推進プランに掲げた施策の実行 | 男女共同参画推進プランに基づく町民への啓発活動や審議会等への女性登用目標値達成等に向けた関係機関との連携に取り組んでいく。 | 7/5に「多様な視点で考える、地域の防災」（防災とジェンダー）について、セミナーを実施した。また、図書館でのパネル展示や広報紙への記事の掲載により町民への啓発活動を行った。 |
| | ②多文化共生社会の推進 | 日本語教室の設置 | 基山町内に日本語教室を設置し、生活に必要な日本語の習得を中心として生活上のルール等も学びながら在住外国人を支援すると共に、在住日本人へも相互理解の窓口として活用する。 | 多言語（ベトナム語・英語・やさしい日本語）ゴミ出しカレンダーを作成。昨年度作成した府内用コミュニケーション支援ボードの窓口設置を行った。また、町内在住外国人対象にゴミの出し方についての教室、町職員向けには県職員を講師に迎え、やさしい日本語の教室を開催した。 |

○第7次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和6年度）

| 行政改革大綱 | | 行政改革実施計画 | | |
|-------------------|----------------------|--|---|---|
| 行政改革 推進項目 | 具体的な 推進方策 | 取組項目 | 取組内容（計画） | 令和6年度取組実績 |
| (3)町民の参画と協働のまちづくり | ③協働の手法による適切な町民ニーズの把握 | 基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策 | 集落支援員制度を活用し、公民館活動コーディネーターを雇用し、基山町社会福祉協議会や健康福祉課が派遣する生活支援コーディネーターと協力して地域コミュニティ活動の活性化支援を行う。 | 令和5年度に制作した「きやまかるた」をふ・れ・あ・いフェスタ「基山美術館」の中でイベント販売し、多くの方々にお披露目し楽しんでいただくことができた。協働化推進計画に基づき、協働のまちづくりのための取組（町民提案、まちづくり基金、地域担当職員等）を適正に行つた。 |
| | | 交通安全対策における地域見守りと連携しての対策検討 | 交通安全対策において、危険箇所のみのハード対策でなく地域見守りと連携し効果的なハード対策を計画実施する。 | 地元区長、地元関係者、関係機関と十分に協議し、カーブミラーの新規設置や区画線の引き直し、カラー舗装の設置、横断旗や飛び出し人形などの交通安全施設の計画的な整備を行つた。また、小学生や新小学生へ、交通安全指導員・警察による交通安全教室の実施や安全なまちづくり推進協議会委員やその他団体での登下校の見守りを行つた。 |
| | ④文化・スポーツの推進 | 軽スポーツ普及応援金 | 軽スポーツの推進及び軽スポーツ人口の拡大を図り、町民の健康増進及び地域の活性化を目的として応援金を交付する。 | 軽スポーツ普及応援金を54団体に交付した。 |
| (4)持続可能な財政運営の実現 | ①税収入等の確保 | 町税徴収率の向上 | 町税徴収率の向上のため、口座振替の推進やスマホ決済の周知を行いながら自主納付の推進を図る。また、職員のスキルアップを図るとともに、効率的かつ効果的な滞納整理を実践する。 | 税務課封筒等で口座振替やコンビニ納付、アブリ決済による納付方法の周知を行い、自主納付の推進を図つた。また、各種研修に参加し職員のスキルアップを図り、滞納解消に向け適切な滞納整理事務を行つた。令和6年度の徴収率は97.86%であった。 |
| | ②自主財源の確保 | ふるさと応援寄附の推進及び寄附金の活用 | 一定の自主財源の確保を図るため、返礼品をブラッシュアップしながら取り組んでいく。あわせて返礼品開発による地場産業・地場企業の活性化に寄与させていく。また、いただいた寄附金については、子育て支援や福祉、まちづくりに資するような事業への活用を行つていく。 | 募集費用の経費削減のため、返礼品の配送料の見直しを行つた。 |
| | | 有料広告事業の推進 | 広報等を活用した広告主の募集や、新たな広告媒体を追加し利用促進を図っていく。 | 住民課窓口封筒の広告更新を行つた。引き続き、新規の広告媒体を検討していく。 |
| | | 未利用地の有効活用 | 公共利用の見込みがないものについては、払下げなどの検討を行う。本桜・城の上線道路改良の残地（旧神の浦ため池）の有効活用を図る。 | 旧神の浦ため池跡地などの未利用地や公共利用が見込まれない全未利用地の現状把握と利活用の方向性を検討した。 |
| | 給食費の未納についての適切な徴収 | 過年度の未収金は、児童手当からの徴収に保護者の同意を得て実行することで、年々、未収金が減少してきている。また、令和4年度から第3子補助金を創設しており、多子世帯の経済的負担の軽減につながっている。 | 滞納者については、長期とならないように引き続き学校・こども課と連携し徴収している。給食会計の効率的な運営のため公会計化へ向けて情報収集し検討した。第3子の給食費補助の対象者を拡大するための検討を行つた。 | |

○第7次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和6年度）

| 行政改革大綱 | | 行政改革実施計画 | | |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|---|---|
| 行政改革 推進項目 | 具体的な 推進方策 | 取組項目 | 取組内容（計画） | 令和6年度取組実績 |
| (4)持続可能な財政運営の実現 | ②自主財源の確保 | 町有施設の使用料見直し | 受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な使用料への見直しを行う。 | 憩の家の利用については、延べ33,365人の方が利用し、内使用料が必要な部屋についても、6,504人の利用があり、前年度以上の利用実績となった。 |
| | | 町有施設の使用料見直し | 受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な使用料への見直しを行う。 | 令和5年度に使用料の見直しを行い、基山町キャンプ場は令和6年度より改訂を行った。 |
| | ③中長期財政計画の隨時見直し | 中長期財政計画の随时見直し | 基山町公共施設等総合管理計画等と整合性を図り、新たな事業などを反映しつつ、中長期財政計画の随时見直しを行う。 | 現在の中長期財政計画は、令和4年度～令和8年度までの5年間の計画であり、引き続き計画の見直しを実施している。 |
| | ④公共施設等総合管理計画、個別施設計画の随时見直し | 公共施設等総合管理計画の進捗管理 | 公共施設等総合管理計画に基づき事業を進めるとともに、施設点検の結果等を反映させながら、必要に応じて随时見直しを図っていく。 | 公共施設等総合マネジメントチーム会議を開催し、計画に計上された基山駅前便所改修等を実施した。また、引き続き全庁的な体制での施設点検を行った。 |
| | | 公共施設等総合管理計画における個別施設計画の見直し | 定期的に公共施設等総合マネジメントチームにおいて全庁的な体制で直近10年間の具体的な事業内容等を検討していく。道路に関しては、舗装維持管理計画に基づき舗装工事を計画的に進めていく。 | 公共施設等総合マネジメントチームにおいて事業内容及び実施時期の検討を行い個別施設計画の更新を行った。舗装工事に関しては、開発に伴う計画変更を除き舗装維持管理計画どおりに進捗した。 |
| | ⑤補助金等に関する支出の適正化 | 補助金の検証と評価 | 定期的に補助金検討委員会を開催し、町の交付する補助金の更なる適正化につなげる。 | 前回の補助金検討委員会の設置から4年経過することから、次年度に内部委員での検討委員会を設置し、令和8年度に補助金等検討委員会を設置することとした。 |
| | ⑥各保険に係る給付の適正化 | 国民健康保険の予防事業等の促進による医療費適正化 | 健康ポイントの活用、未受診者対策等により特定健診の受診率の向上を図る。保険指導の充実させ、重症化予防を重点に実施。 また、広報等によるジェネリック医薬品の推進、柔道整復施術療養費の適正化の取り組み、消防署等と連携し情報提供を活用し、国保連合会へ委託し、第三者行為求償事務の取り組みを実施する。 | ・健診受診者に健康ポイントを付与した。 ・健診受診について、広報や資格確認書・資格情報のお知らせを送付する際に、周知を図った。 ・ジェネリック（後発品）を使った場合の医薬品の差額通知を国保連合会から個人宛て送付した。 ・柔道整復施術の適正化を図るため、国保連合会から個人宛てアンケートを実施し、回収後情報をもとに分析を行い今後の適正化の資料とした。 ・不当利得については、該当案件を的確に把握し求償に繋げるため、毎月消防署に照会をかけ、該当案件については、国保連合会へ委託し求償を実施した。 |

○第7次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和6年度）

| 行政改革大綱 | | 行政改革実施計画 | | |
|---------------------------|-------------------------|---|--|---|
| 行政改革推進項目 | 具体的な推進方策 | 取組項目 | 取組内容（計画） | 令和6年度取組実績 |
| (4)持続可能な財政運営の実現 | ⑥各保険に係る給付の適正化 | 後期高齢者医療の予防事業等の促進による医療費適正化 | 佐賀県後期高齢者医療広域連合と連携し、健康診断及び予防等に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康状態不明者へ健康診査の受診勧奨通知を送付した。（広域連合） ・歯科医院への受診勧奨を実施した（広域連合） ・ジェネリック医薬品が優先的に処方されたことになったため、新薬を希望した場合の自己負担などを広報等での周知した。また、個人宛て差額通知を送付した。（広域連合） ・一體的実施事業にて訪問健康指導や健康教育等を実施し、糖尿病性腎症重症化予防や健康状態不明者対策を行った。 ・柔道整復施術の適正化を図るために、アンケートを実施し今後の適正化の資料とした。 ・第三者行為を的確に把握するため毎月消防署に照会をかけ内容の調査を行い、国保連合会へ委託し求償を実施した。 |
| | 一般介護予防事業の充実 | 要介護認定率を減少させるため、介護予防事業では、気軽に取り組める体制作りに取り組む。また、各区の公民館等での介護予防サポーターによる通いの場を推進して行くと共に、参加しやすい場所での開催に取り組む。 | 教室事業においては、広報、HP、LINE等を活用し、参加者への周知を図り、参加者数の増加に繋げた。移動手段がない高齢者が教室に参加できるようコミュニティバスやデマンドタクシー（実証実験）を活用した移動方法を紹介するなど参加促進に努めた。 | |
| | 関係機関との連携強化によるサービス提供の調整 | ケアマネージャーとの連携会議をおこない、介護サービスだけでなく町の介護予防事業等を紹介、案内するなどで介護状態の維持改善に繋げ給付費の適正化に取り組む。 | ケアマネージャーとの連携会議は行っていないが、各種会議で町の情報や取組等を紹介し、連携体制の構築を図った。また、町内の社会資源や介護予防事業等を集約した地域資源マップを作成し、ケアマネージャー等が活用できるよう体制を整備した。 | |
| | ⑦事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用 | 事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用 | 国県の補助金や財団等の助成金を活用し事業を実施する。あわせて他自治体の活用事例等を研究していく。 | 国、県の補助金制度については、引き続き積極的な活用を行った。また、財団等の助成金の情報を府内全体に提供し活用を検討した。 |
| (5)行政課題の解決に必要な組織の構築と施策の推進 | ①業務実施能力の高い組織体制の確立 | 組織機構の新設・再編 | 新規事業の発生や業務量の変動を的確に把握し、業務量の平準化のため、必要に応じて組織機構改革を実施する。 | 福祉課プラチナ社会政策室をプラチナ社会政策課として新設し、産業振興課を農林課と商工観光課に分割を行った。 |
| | ②効果的な職員の配置 | 適切な人員配置 | 管理職等の人事に関するヒヤリングや査定等を通じて業務量や人員数に関する情報を収集し、業務量に即した適切な人員配置に繋げる。 | 長期的な職員の退職者数、再任用職員数を踏まえ、新規採用職員数の検討を行った。 |
| | ③人員の確保と育成 | 人員の確保 | 基山町ホームページや広報きやまなどを活用し、募集専用のページを作成するなどして、職員採用の募集を行う。 | 基山町ホームページや広報きやまなどを活用し、募集専用ページを作成し、職員採用の募集を行った。 |

○第7次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和6年度）

| 行政改革大綱 | | 行政改革実施計画 | | |
|---------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|--|---|
| 行政改革 推進項目 | 具体的な 推進方策 | 取組項目 | 取組内容（計画） | 令和6年度取組実績 |
| (5)行政課題の解決に必要な組織の構築と施策の推進 | (3)人員の確保と育成 | 職員研修目的での職員派遣の実施 | 国や県、自治体などの機関に研修目的で1年から2年間職員を派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。 | 小郡市へ1名（R5から2年間）の人事交流、佐賀県庁へ1名（1年間）の研修派遣を実施した。 |
| | | | | 業務改善等に係る職員提案の募集を行い、13件の職員提案があった。また、1件について担当課に実施検討することとなった。 |
| | (5)民間企業の活用（指定管理者活用、PPP/PFI手法の導入等） | 指定管理者制度等の有効活用 | 指定管理者制度を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。 | 体育施設は指定管理者制度により運営している。町民会館は令和6年度より直営の運営となつた。順当に運営することができている。 |
| | | | | アウトソーシングの推進 |
| | | PFI導入可能性検討 | 町営園部団地建替事業の事業手法についてPFI手法の導入を検討する。 | 「先導的官民連携支援事業」及び「園部団地建替候補地地盤調査業務委託」の結果に基づき、町営園部団地建替事業の事業手法及び候補地について検討を行つた。 |
| | (6)広域行政の推進 | 消防事務の広域事務組合による実施 | 消防署運営等の消防事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し実施していく。 | 消防事務について、鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し広域実施している。 |
| | | 下水道事業の効率化及び経済性等の広域連携のメリットを活用した事業計画の検討 | 下水道事業において地形や現状を考慮しながら広域連携と合併処理浄化槽などの個別処理との併用を検討し効率性、経済性を確保する。 | 下水道事業において、ポンプ場の建設工事を行った。併せて、広域化に係る一部幹線管の管工事を行った。 浄化槽の設置整備補助金については、事業認可区域の設置にも条件付きで補助金を交付できるよう要綱改正を行つた。 |
| | | 上水道事業の広域水道事業団による実施 | 上水道事業については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き佐賀東部水道企業団に加入し実施していく。 | 上水道事業の広域実施を行つてはいる。 |
| | | し尿汚泥処理施設運営等の事務の広域事務組合による実施 | し尿汚泥処理運営業務等の事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き三神地区環境事務組合に加入し実施していく。 | 神埼市、佐賀市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、上峰町の2市4町から収集したし尿及び浄化槽汚泥を三神地区汚泥再生処理センターへ運搬し、適正処理を行つた。「神埼・三養基地域循環型社会形成推進地域計画」に基づき、令和6年度の基幹的設備改良事業に伴う施設設備の更新を行つた。 |
| | | ごみ処理施設運営業務の広域清掃施設組合による実施 | ごみ処理施設運営業務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き筑紫野・小郡・基山清掃施設組合に加入し実施していく。 | 筑紫野市、小郡市、基山町の2市1町から収集したごみを、広域ごみ処理施設「クリーンヒル宝満」へ運搬し、適正処理を行つた。 また、熱回収施設基幹的設備改良工事事業では、受入供給設備及び飛灰処理装置の更新を行つた。 |

○第7次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和6年度）

| 行政改革大綱 | | 行政改革実施計画 | | |
|---------------------------|---------------------|----------------|---|---|
| 行政改革 推進項目 | 具体的な 推進方策 | 取組項目 | 取組内容（計画） | 令和6年度取組実績 |
| (5)行政課題の解決に必要な組織の構築と施策の推進 | ⑦事業評価の確立 | 行政評価制度の充実 | PDCAサイクルにより事務事業の継続的な改善に取り組み、評価結果の公表を行う。 よりよい制度となるよう、見直しを行っていく。 | 第5次総合計画に伴う実施計画に掲げた事業を3～5年間で全体的に見直しをしており、5年目の年度として、285事業のうち95事業の評価を行い、5年間で全事業の評価を行った。1月にホームページで公表した。 |
| | ⑧業務効率向上のためのDX推進 | DX推進体制の構築 | DX人材を育成するため、職員のITスキル向上のための研修を行う。 各部署の情報化リーダー等にヒアリングを行い、DXを行うための業務の分析を行う。 | LINEオンライン申請システムを導入し、担当課にヒアリングしながらマイナンバーカード予約やごみの日通知、イベント申し込みなどのオンライン手続きを整備し、DXを推進した。またマニュアルの整備やWEB研修などにより、職員のITスキル向上を行った。 |
| | ⑨環境対策 | 町用自動車のEV化の推進 | 町用自動車の買い替えのタイミングで電気自動車等の切り替えを実施していく。 | 府用自動車更新計画に基づき、来年度、更新時期を迎えた府用車を電気自動車に更新するための検討を行った。 |
| | ⑩災害等（新型感染症等を含む）への備え | 防災備蓄品の充実と強化 | 男女が共に参加する避難所検討会議等を通じて検討し、必要に応じた整備を行い、防災備蓄品の充実と強化を図る。 | 最低限必要な食数を確保するために、備蓄食料の在庫管理を徹底し、必要な量の備蓄品を購入した。 |
| | | 地域防災力向上促進事業の推進 | 各区自主防災会に、佐賀県が実施する地域防災力向上促進事業への申請を支援し、地域の実情に即した危険個所の把握や防災マップの作成、防災訓練、防災研修を実施することで、地域防災力の強化を図る。 | 佐賀県の地域防災力向上促進事業を活用し、5月にけやき台合同自主防災会、7月に第3区自主防災会が防災研修会を実施した。 |